

第5章 住みよい環境づくりのために

1 生活環境

現状と課題

大阪市の建物や施設について、市民が安全かつ快適に利用することができるよう、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入り口などの改善に努めています。

2000（平成12）年に施行された「交通バリアフリー法¹」に基づき、市内の主要な鉄道駅を中心に、障がいのある人や地域の方々の参加のもと、25地区の重点整備地区を設定し、地区ごとに交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。2006（平成18）年12月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」が施行されており、引き続き鉄道駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。

また、基本構想に基づく各事業の実施に際しては、その進捗状況の把握を行うとともに、障がいのある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。さらに、重点整備地区の内外にかかわらず、交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正の推進、公園の改善、駐車場の整備などにも積極的に取り組んでいます。

鉄道駅舎エレベーターについては、「大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱」に基づく助成制度や指導を行うことにより、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化の促進を図っています。

これらの取組により、障がいのある人が住みやすい環境づくりに一定の成果をあげてき

¹ 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化を促進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容としています。なお、2006（平成18）年12月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されました。

たところですが、引き続き、障がいのある人の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応していくことが求められています。また、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

旧市営交通機関（現 Osaka Metro 及び大阪シティバス（株））²においては、路線バスの全車ノンステップ化や、地下鉄全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確認するとともに、地下鉄・ニュートラムのすべての乗換駅における乗り換え経路のワンルートを完了するなど、積極的にバリアフリー化を推進してきました。

民営化後も、Osaka Metro では、「ひとにやさしい交通機関」の精神のもと、既設バリアフリー経路の移動距離が長く、また幹線道路の横断が必要となるなど地下鉄利用者にとって不便となっている出入口について、一定の条件のもとバリアフリー経路の改善を目的としたエレベーターの整備を進めています。

また、大阪市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化と鉄道利用者の安全確保のため、民間鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を補助することにより整備促進を行ってきました。

旧市営交通機関（現 Osaka Metro）では、今里筋線、長堀鶴見緑地線、千日前線、御堂筋線の心斎橋駅と天王寺駅に可動式ホーム柵を設置し、民営化を経て 2022（令和 4）年度までに、御堂筋線全駅、堺筋線全駅、谷町線東梅田駅、四つ橋線西梅田駅、大国町駅に可動式ホーム柵の設置を完了しました。2022（令和 4）年 5 月に Osaka Metro が発表した「中期経営計画（2022 年 5 月改訂版）」では、2025（令和 7）年度までに Osaka Metro の全駅に可動式ホーム柵を設置することが示されています。

大阪市では、これまで Osaka Metro が実施するエレベーターや可動式ホーム柵の整備に関する経費の一部を補助することによりそれぞれの整備促進を行ってきましたが、

² 旧市営交通事業の経営形態については、2017（平成 29）年 3 月に「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案」が可決されたことから、2018（平成 30）年 4 月 1 日に、地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社に、それぞれ事業を引き継ぎました。

2023（令和5）年4月から Osaka Metro は、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、それらの整備を進めています。大阪市は、エレベーターや可動式ホーム柵の整備が計画的に進められるよう Osaka Metro と協議・調整しています。

暮らしの場の確保については、障がいのある人にとって住みやすい環境として、単身でも安心して暮らすことができるよう民間賃貸住宅や市営住宅、グループホーム等の居住の場が充足していることが必要です。また、入居差別や入居拒否が起こらないよう、民間賃貸住宅所有者や地域住民の障がいに対するより一層の理解の促進が重要です。

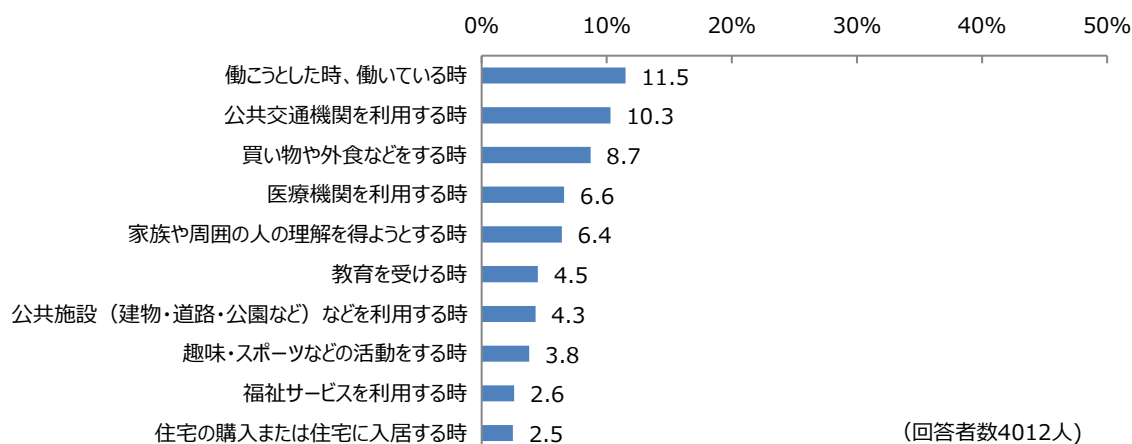
大阪市では、これまで市営住宅の優先入居措置やグループホームの整備促進に努めてきているところであり、地域の理解も深まってきているところですが、引き続き、障がいや障がいのある人についての理解促進のほか、暮らしの場の確保に向けた更なる取組が求められています。

さらに、グループホームについては、2015（平成27）年4月の消防法令改正により、消防設備、特にスプリンクラーの設置義務等が強化されています。

大阪市ではグループホームの実態及び特性を踏まえ、指導や特例基準の策定を行っていますが、引き続き入居者の安全確保に取り組んでいく必要があります。

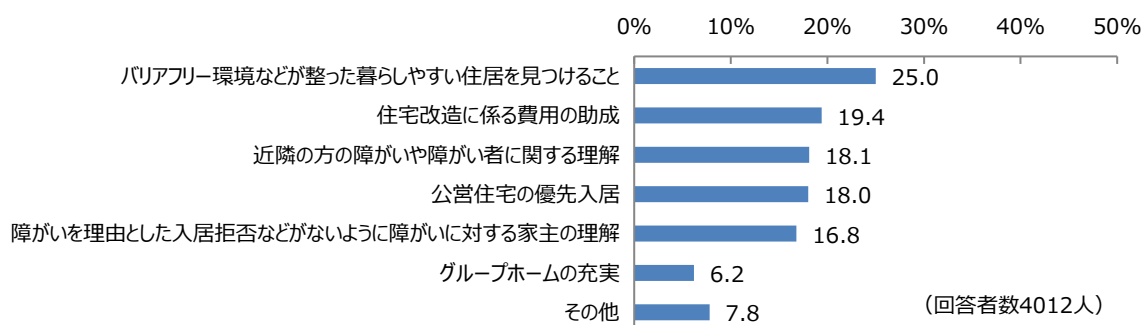
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じた場面【複数回答】**（障がい者本人用調査票）
（上位 10 項目のみ掲載）



「働くとした時、働いている時」が一番高く、次いで「公共交通機関を利用する時」が高くなっています。自由記述欄においては、公共交通機関に関して、「1人外出できるほど障がい者に優しい環境ではない」「バスの通路が狭い」「エレベーターの数が少ない。人が多いと乗れない」等の回答が寄せられています。

○ 住まいの場を確保するのに必要なこと【複数回答】（障がい者本人調査票）



「バリアフリー環境などが整った暮らしやすい住居を見つけること」が最も多く、住まいの場におけるバリアフリー環境の整備や情報提供が求められています。

(課 題)

① 生活環境の整備

ア 市民利用施設等の整備、改善

② 移動円滑化の推進

ア 移動手段の整備

イ 市営交通の事業の引継ぎ

ウ 民間事業者に対する働きかけ

エ 歩行空間の改善

オ 自家用車利用に対する支援

カ バリアフリー施設の情報発信

③ 暮らしの場の確保

ア 市営住宅の改善等

イ グループホームの整備促進

ウ 民間住宅への入居支援

エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

オ 住宅に関する情報提供

施策の方向性

(1) 生活環境の整備

すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」など関係法令に基づき生活環境の整備を進めます。

ア 市民利用施設等の整備、改善

- ・ 「障害者差別解消法」の理念に基づき、すべての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発を行います。
- ・ 公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備などについて、計画的に改善を図ります。
- ・ 都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。
- ・ また、重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方に沿った整備を進めるよう啓発していきます。

(2) 移動円滑化の推進

すべての人が安全で快適に移動できるよう、「バリアフリー法」など関係法令に基づき、整備および関係機関等への働きかけを行います。

ア 移動手段の整備

- ・ 障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

イ 市営交通の事業の引継ぎ

- ・ 旧市営交通であった地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社にそれぞれ事業を引き継ぎましたが、これまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。
- ・ 大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・利用者の声の共有や施策に関する意見交換等を行い、本市もオブザーバーとして、引き続き参画していきます。

ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・ 「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけます。
- ・ 民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人や高齢者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望していきます。

エ 歩行空間の改善

- ・ 重点整備地区内の主要な経路（特定経路）を対象に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を集中的に推進しています。その他の地区においても、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推

進し、必要に応じ歩道の設置や拡幅を行います。

- ・ 交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正については、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善します。
- ・ 違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

オ 自家用車利用に対する支援

- ・ 障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。

カ バリアフリー施設の情報発信

- ・ 市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等により情報発信します。

(3) 暮らしの場の確保

障がいのある人が地域において安心・安全に暮らし続けることができるよう、生活の基盤となる住宅等の整備を進めます。

ア 市営住宅の改善等

- ・ 市営住宅の整備にあたっては、引き続きバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。
- ・ 新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「大

阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。

- ・ 特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。なお、特定目的住宅の募集の際に申込みがなかった車いす利用者住宅については、随時募集の対象とし、常時申込みが可能な入居枠の確保に努めます。

イ グループホームの整備促進

- ・ グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した整備促進に努めます。
- ・ また、本市においては、強度行動障がいのある人など重度障がい者の受け入れ促進のため、重度障がい者を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。
- ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者を利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。
- ・ また、現にグループホームが運営されている市営住宅の建替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図るとともに、国に対して関係法令の整合性の確保を求めています。
- ・ スプリンクラー等、グループホームが必要とする消防設備の設置について、スプリンクラー設置指導及び特例基準に基づき、引き続きグループホームの入居者の安全確保に努めていきます。
- ・ グループホームが一律に建築基準法上の「寄宿舍」とみなされること等によって、運営継続や新規設置が困難になることのないよう、大阪府内における建築基準法上の

取扱いに関する申合せ事項の適切な運用に引き続き努めていきます。

ウ 民間住宅への入居支援

- ・ 大阪府や Osaka あんしん住まい推進協議会³等と連携し、障がいのある人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行います。また、入居を希望する障がいのある人が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取組を進めます。
- ・ 障がいのある人等の住宅確保要配慮者の住まいの確保や居住支援を総合的かつ効果的に推進できるよう、住宅部局と福祉部局が連携して取り組みます。
- ・ 保証人がいない等の理由により民間の賃貸住宅等への入居が困難な状況にある障がいのある人を対象として、入居に必要な調整や物件探し等の支援に取り組みます。

エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

- ・ 民間共同住宅においては、一定規模を超える建築物をバリアフリー整備の対象としていますが、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」などの動向も注視して、整備対象の小規模化について検討を進めます。
- ・ すべての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるよう様々な機会をとらえて啓発を行います。

オ 住宅に関する情報提供

- ・ 大阪市立住まい情報センターにおいて、障がいのある人等に対する住宅相談も含め

³ 不動産関係団体や民間賃貸住宅の賃貸人、UR都市機構や住宅供給公社等の公的賃貸住宅事業者、府、市町村等が正会員となり2015（平成27）年3月に設立。（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条に基づく居住支援協議会）

た住まいに関する様々な情報提供を行います。

- ・ 住宅改造及び改修に関する相談等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。

2 安全・安心

現状と課題

防災対策については、2011（平成 23）年の東日本大震災や 2016（平成 28）年の熊本地震、2018（平成 30）年の大阪にも甚大な被害をもたらした台風 21 号など、過去の大規模災害の教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等については、障がいの程度にかかわらず、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保、また、必要な生活物品等や医薬品・医療材料の確保などについて、関係機関等と連携を図りながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、具体的な取組を推進していく必要があります。

災害時や緊急時について、避難行動要支援者をはじめ、障がいのある人等を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難できるようにすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。

2021（令和 3）年 4 月からは、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な障がい福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業所に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務づけられました。

また、災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要であり、障がいのある人自身が可能な範囲で災害に備えるとともに、地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を進めることが必要です。その実効性を高めるために、個別避難計画の作成に取り組む必要があります。

大きな災害が発生した直後などは、行政の支援が間に合わないことなどから、地域の支えあいが必要であり、日頃から隣近所とコミュニケーションを図ることができるよう、様々な啓発等により、障がいのある人等に対する理解を深める必要があります。

防犯対策については、街頭における犯罪が多発している現状であり、障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、これまでも各地域における講座の開催や

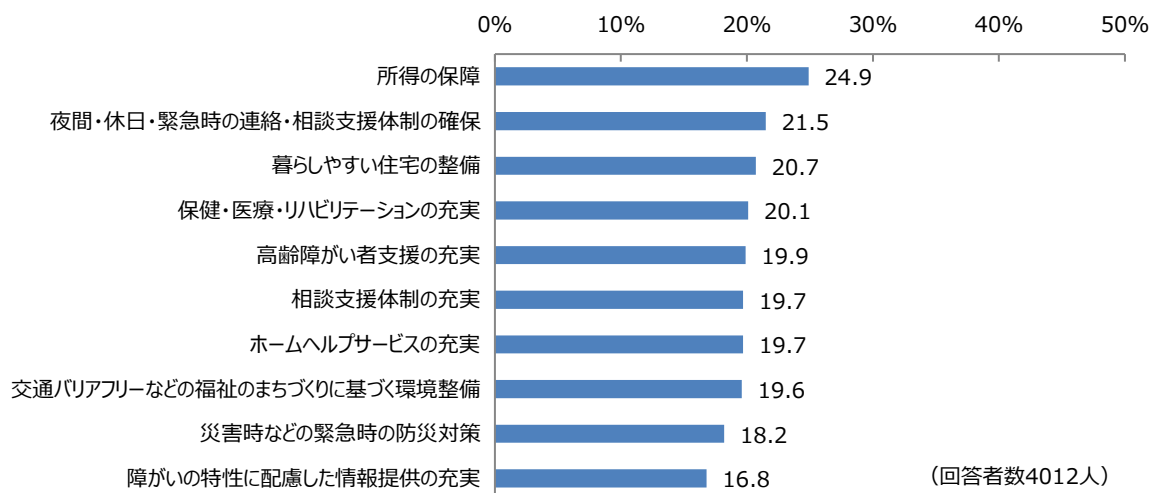
啓発冊子の配布など様々な形で啓発・情報提供を行ってきましたが、悪質商法による消費者被害は依然として多く、その手口や対処方法などの知識の普及が必要であることから、引き続き、各地域において啓発・情報提供を行う必要があります。

2020（令和2）年2月に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大時は、障がいのある人が活動を自粛し、生活リズムを崩されたり、事業所でのクラスターの発生によりサービス提供に支障をきたす事態が起こり、障がいのある人が安心して障がい福祉サービスを継続利用することが困難となる状況も明らかになりました。新型コロナウイルス感染症については、2023（令和5）年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されましたが、引き続き、障がいのある人が安心して障がい福祉サービスを継続利用できるように体制整備を進める必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

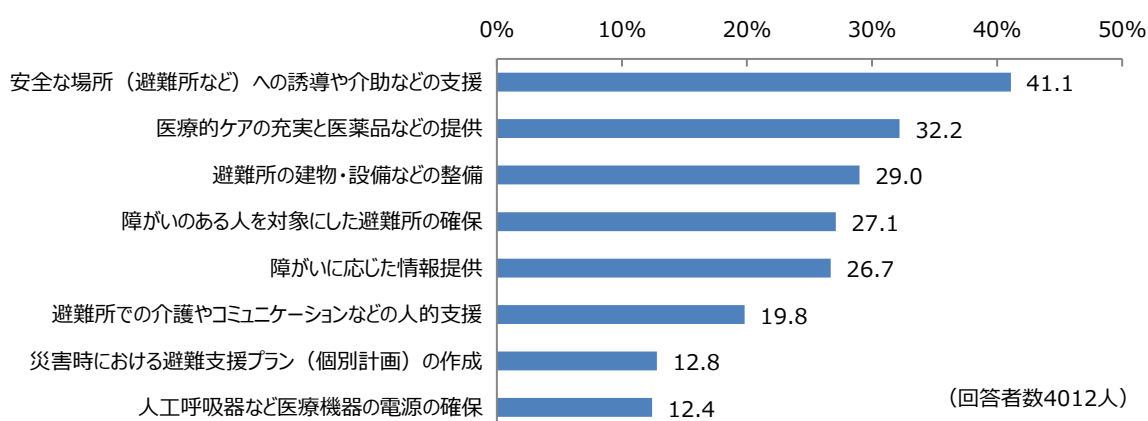
○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



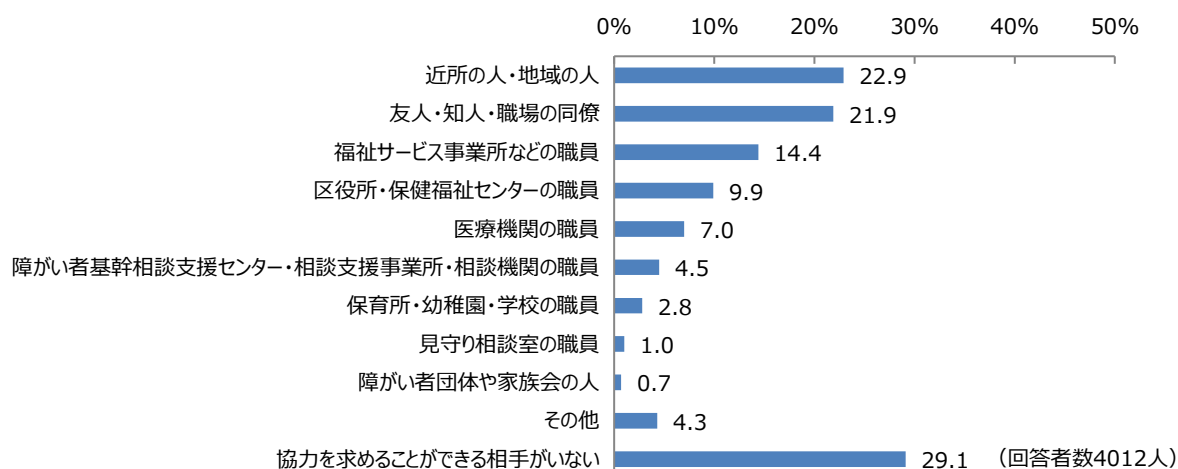
障がい者施策全般に望むことにおいて、「災害時などの緊急時の防災対策」と回答された方が18.2%おられ、防災対策に対する関心の高さがうかがえます。

○ 災害時に必要と思うこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

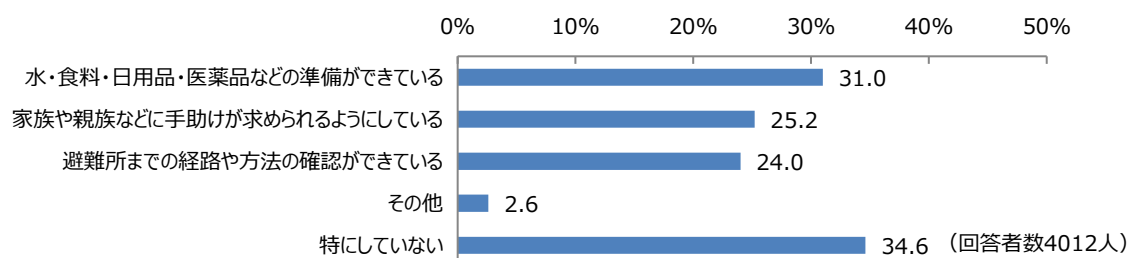


「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者の避難支援の取組の促進が求められています。また、「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」が続いており、医療的ニーズへの対応が求められています。

○ 災害等の緊急時に協力を求める相手（家族・親族を除く）【複数回答】（障がい者本人用調査票）



「協力を求めることができる相手がいない」が最も多く、次いで「近所の人・地域の人」となっており、協力を求める相手がいない人の状況や支援内容を把握するとともに、地域において支えあう取組を進める必要があります。

○ **災害時の備え【複数回答】**（障がい者本人用調査票）

「特にしていない」が35.0%と最も高く、障がいのある人自身が災害時に備える必要があることがうかがえます。



(課 題)

① 防災・防犯対策の充実

- ア 防災体制の強化
- イ 災害時・緊急時の対応策の充実
- ウ 防犯体制の強化
- エ 感染症対策

施策の方向性

(1) 防災・防犯対策の充実

「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、防災の取組を進めるとともに、防犯体制の強化や感染症対策など非常時への備えを進めます。

ア 防災体制の強化

- ・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。
- ・ 災害や感染症が発生した場合でも、事業所が安定的・継続的に障がい福祉サービスを提供できるよう、事業所における業務継続に向けた計画の策定や研修の実施等の取組について、必要に応じて助言・指導を行います。

イ 災害時・緊急時の対応策の充実

- ・ 障がいのある人に対して、自身が可能な範囲で日ごろから災害に備えることができるよう周知します。
- ・ 地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を支援します。
- ・ 災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。
- ・ 大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが必要であるため、個人情報の保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や個別避難計画の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。
- ・ 様々な障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのあ

る人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。

- ・ 安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。
- ・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。
- ・ 障がいのある人等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。
- ・ 福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取組を実施します。
- ・ 福祉避難所への移動方法等の対応や受入れ機能の整備、避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき取組を進めます。
- ・ 地域の防災訓練等において、福祉避難所への搬送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。

ウ 防犯体制の強化

- ・ 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発を進めます。
- ・ 消費者被害を防止するため、近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。
- ・ 悪質商法による消費者被害を防止するため、その手口や防止方法を紹介する講座の開催など、地域の実情や障がいの状況に応じた形で、障がいのある人への啓発や情報提供を行います。

工 感染症対策

- ・ 感染症の発生時においても、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。また、必要に応じて、障がい者施策推進協議会、市地域自立支援協議部会等において、意見集約や課題整理を行うなど、円滑な障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めます。